

## 知立市工事検査要領

## (目的)

第1条 この要領は、知立市契約規則（以下「契約規則」という。）に基づき知立市の発注する工事に係る検査員の行う検査について必要な事項を定め、以って適正かつ能率的な契約の履行を確保することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は知立市工事施行に関する事務取扱要領第2条の規定に定めるところによる。

- (1) 設計金額
- (2) 工事
- (3) 工事担当課長

## (適用範囲)

第3条 工事検査の範囲は、工事のうち当初設計金額が130万円を超える建設工事とし、検査担当課において所掌する。ただし、その他の工事については、工事担当課において所掌する。

## (検査の種類等)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 完了検査は、次の場合に行うものとする。
  - ア 工事が完了したとき
  - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る建設工事が完了したとき
- (2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に既済部分について行うものとする。
  - ア 部分払又は部分使用をしようとするとき
  - イ 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき
  - ウ 施行を中止しようとするとき
  - エ 契約を解除しようとするとき
- (3) 中間検査 中間検査は、建設工事完了後において、出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

ここでいう適正な技術的施工を確保するために行うものについては、特記仕様書で指定するものとする。
- (4) 修補補正完了検査 修補補正完了検査は修補補正が完了した場合に行うものとし完了検査に準ずる。

(検査員の任命)

第5条 この要領において検査員とは、契約規則第3条に規定する者をいう。

2 検査員は検査担当者若しくは契約担当者から工事1件ごとに、任命権者により職員のうちから任命するものとする。

3 工事担当課長は、第3条の規定以外のものについては、次に掲げるところにより検査し、その検査結果を契約担当者へ報告するものとする。ただし、特にその必要がないと認められた場合を除く。

(1) 設計金額が130万円以下の建設工事及び50万円を超える委託業務の検査は、工事担当課長を検査員とする。

(2) 前号以外の検査は、工事担当課の係長以上を検査員とする。

4 検査員の任命の時期は、次のとおりとする。

(1) 完了検査

ア 契約担当者より工事検査依頼書又は指定部分工事検査依頼書の提出があったとき

(2) 出来形検査

ア 部分払の場合にあつては、受注者より出来形検査申出書及び出来形調書の提出があったとき

イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき

ウ 損害金を徴収して契約期間を延長する場合にあつては、契約期間の延長を承認しようとするとき

エ 建設工事中止の場合にあつては、中止しようとするとき

オ 契約の解除にあつては、契約を解除しようとするとき

(3) 中間検査

ア 監督員より検査の依頼があり、検査担当課が検査の実施を必要と認めたとき

イ 特記仕様書に指定したもので、監督員より検査の依頼があったとき

(検査の依頼)

第6条 監督員は、第4条による工事の検査を必要とするときは、別に定める知立市工事成績評定要領の規定に基づき所定の事項を記入し、建設工事については別表第1に掲げる関係書類（設計図書、出来形図、工事記録、工事写真等）を添えて検査担当課へ依頼するものとする。

(検査の時期)

第7条 検査は契約規則第49条の規定に基づき、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 建設工事の完了検査は、完了届を受理した日から14日以内、委託業務に

あつては10日以内に行わなければならない。

- (2) 出来形又は中間検査は、検査員任命後、遅滞なく行うものとする。ただし、部分払の場合にあつては、当該請求を受けた日から14日以内に行わなければならない。

2 工事担当課長は、検査日が決定されたとき、遅滞なく監督員を経由して契約者に通知するものとし、次の各号について措置するものとする。

- (1) 現地については必要により検査範囲等の指示
  - (2) 別表第2に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要と認める用具の準備
  - (3) その他必要と認める事項
- (検査の基準)

第8条 建設工事の検査は、別に定める知立市工事検査技術基準に基づき行うものとする。ただし、検査の基準において、設計金額が130万円以下の建設工事については当該工事の検査員の判定によるものとし、委託業務にあつては、この限りでない。

(検査の立会)

第9条 検査は、監督員及び当該工事の契約者若しくは現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の立会のもとに行うものとする。ただし、監督員が立会えない場合は、工事担当課長又は工事担当課長が指名した職員の立会のもとに行うことができるものとする。

(検査実施の原則)

第10条 建設工事の検査は、現地において工事の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質及び性能、その他必要な事項について確認するものとする。ただし、委託業務にあつては、工事担当課は必要に応じて、契約規則第47条の規定に基づき定めるものとする。

2 検査に際して、地下又は水中等にあつて外部から検査を行い難い部分については、当該工事等の契約者の説明、工事記録及び写真等により確認するものとする。

3 前項の検査にあたり必要があるときは、工事目的物を最小限破壊して検査することができる。

4 検査員は、検査の記録を工事検査記録に整備しておかなければならない。

(完了検査の報告)

第11条 検査員は、完了検査を行ったときは完了検査調書又は指定部分完了検査調書を作成して市長に提出するものとする。

この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、完了検査調書又は指定部分完了検査調書に修補補正調書を添えて提出するものとする。

2 検査担当課長は、前項の調書の提出があつたときは、検査結果通知書又は、指定部分

完了検査結果通知書に当該調書の写しを添えて工事担当課長に通知するものとする。ただし、工事担当課において所掌するものについては、この限りでない。

(出来形検査の報告)

第12条 検査員は、出来形検査を行ったときは出来形検査調書を作成して、市長に提出するものとする。

(中間検査の報告)

第13条 検査員は、中間検査を行ったときは工事検査記録を作成し、中間検査結果通知書に添えて市長に提出するものとする。

(修補補正の命令)

第14条 市長は、検査員から建設工事の修補補正調書を受理したときは、修補補正指示書により契約者に修補補正を命ずるものとする。

2 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前項の取り扱いにかかわらず検査の際に口頭で指示することができるものとする。

この場合にいう「修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合」とは、検査時に給付の完了の確認は可能であるが、少しの手入れにより工事目的物のグレードアップできる場合及び注意喚起の必要なものについて検査員の判断で口頭により指示する場合のことをいう。

3 前項の場合は、次に掲げる調書等は省略することができるものとする。

- (1) 修補補正調書
- (2) 検査結果通知書
- (3) 修補補正完了届
- (4) 修補補正完了検査調書

(修補補正の確認)

第15条 契約者は、修補補正が完了したら修補補正完了届により、市長に報告するものとする。

2 修補補正の完了検査を行う検査員は、修補補正箇所に係る給付の内容について確認するため検査を行わなければならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、工事記録及び工事写真等でその内容を確認することを以って、検査に代えることができるものとする。

3 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは、速やかに市長に修補補正完了検査調書を提出するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合は、この限りでない。

4 検査担当課長は、前項の調書の提出があったときは、検査結果通知書又は指定部分完了検査結果通知書に当該調書の写しを添えて工事担当課長に通知するものとする。ただ

し、工事担当課において所掌するものについては、この限りでない。

(臨機の措置)

第16条 検査員は、検査にあたり事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第17条 工事の検査が完了したときは、その成績について別に定める知立市工事成績評定要領により評定し、その結果を市長へ報告するものとする。ただし、工事担当課（当初設計金額が50万円を超える委託業務を除く。）において所掌するものについては、評定を省略することができるものとする。

(検査結果の通知)

第18条 市長は、完了検査にあつては、検査の結果及び工事目的物の引渡しの時期を検査結果通知書又は指定部分完了検査結果通知書により契約者に通知するものとする。

また、出来形検査にあつては、その結果を出来形検査結果通知書により契約者に通知するものとする。

(様式)

第19条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。

(雑則)

第20条 この要領に定めのない事項については、愛知県建設工事等検査要領及び土木工事検査基準の関係条項を準用するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 様式一覧

様式第1 (その1)	工事検査依頼書
様式第1 (その2)	指定部分工事検査依頼書
様式第2 (その1)	完了検査調書
様式第2 (その2)	指定部分完了検査調書
様式第3	修補補正調書
様式第4 (その1)	検査結果通知書
様式第4 (その2)	指定部分完了検査結果通知書
様式第5	出来形検査申出書
様式第5 (別紙)	出来形調書
様式第6 (その1)	出来形検査調書
様式第6 (その2)	出来形検査結果通知書
様式第7	工事検査記録
様式第8	中間検査結果通知書
様式第9	修補補正指示書
様式第10	修補補正完了届
様式第11	修補補正完了検査調書
様式第12	指定部分完了届

## 様式取扱い上の注意

本要領の様式は、建設工事を基本にして定めたものであるので、委託業務契約の場合にあつては、各様式中「工事名、工事場所、契約金額、請負者」を「委託業務名、委託業務場所、契約金額、受託者」等に適宜改めて使用すること。

別表第 1

検査関係書類	① 契約関係書類、設計図書（変更を含む）
	② 実施工程表（変更を含む）
	③ 「施工プロセス」のチェックリスト
	④ 施工計画書、承諾図書、施工図（変更を含む）
	⑤ 工事記録
	⑥ 現場代理人等通知書
	⑦ 材料関係（材料承諾書類、材料試験成績書、地質調査書類等）
	⑧ 材料承認図
	⑨ 監督記録
	⑩ 支給材関係（材料検取簿、材料品引渡簿、受領書）
	⑪ 材料検査関係材料試験及び調合関係書類
	⑫ 工事記録写真
	⑬ 出来形管理図書（出来形成果表、出来形図）
	⑭ 段階確認及び施工状況把握報告書（建築工事を除く）、 施工・材料（機器）搬入報告書一覧表（建築工事のみ）
	⑮ 品質管理図書（各種試験成績書、測定記録表等）
	⑯ 施工体系図
	⑰ 施工体制台帳
	⑱ 工事打合簿
	⑲ その他必要な書類

別表第2

区分	検 査 用 具	
共通検査用	布テープ（樹脂加工 50m）	スチールテープ（50m）
	コンパックスチール	リボンテープ（5m）
	箱尺	ポール
	ピンポール	水糸
	垂球	勾配定規（スラントルール）
	トランシット	レベル
	光波測量機	パソコン
	測量器具	シュミットハンマー
	検査用ハンマー	照明用ライト
	写真機	電卓
	懐中電灯	その他
一般破壊検査用	つるはし	スコップ
	のみ	ハンマー
	その他	
舗装工事用	砂置換密度測定機	平坦性定規（3m）
	コアカッター	その他
コンクリート構造物	さく岩機	コアカッター
	コンクリート切断用カッター	梯子
	脚立	その他
水道工事用	開蓋器（鋳鉄蓋用）	ドライバー
	開栓器	マーカークーター
	柄杓	その他
下水道工事用	開蓋器（人孔蓋用）	鏡（管の検査用）
	その他	
建築工事用	ハンディレベル	手鏡（伸縮型）
	カボチャタイルチェッカー	その他